

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則及び岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月20日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第6号

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則及び岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

(岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
学区名	高等学校	学区に属する区域	学区名	高等学校	学区に属する区域
[略]			[略]		
両磐学区	[略]	[略] 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町	両磐学区	[略]	[略] 西磐井郡平泉町
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第2条 岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称、位置及び管轄区域)			(名称、位置及び管轄区域)		
第24条 教育事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			第24条 教育事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
[略]			[略]		
県南教育事務所	[略]	一関市、奥州市、胆沢郡、 西磐井郡、東磐井郡	県南教育事務所	[略]	一関市、奥州市、胆沢郡、 西磐井郡
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年9月26日から施行する。